

# 自己資金の確保（通常枠）について

令和4年12月13日  
内閣府 休眠預金等活用担当室



# 目次

前回の審議会（10月31日）における議論	・・・	1
休眠預金活用推進議員連盟（11月15日）における議論	・・・	2
自己資金の確保に係る制度創設時等の議論	・・・	3
検討①－資金分配団体に対する自己資金比率の導入の経緯	・・・	4
検討②－資金分配団体による自己資金確保の現状と評価	・・・	5
検討③－JANPIAにおける実質的な要件緩和と別途の審査方式	・・・	6
資金分配団体の自己資金比率についての対応案	・・・	7
実行団体による自己資金確保の評価	・・・	8
実行団体の自己資金比率についての対応案	・・・	8

## 前回の審議会（10月31日）における議論

- 資金分配団体については自己資金要件を撤廃、実行団体については自己資金要件を維持（現在講じられている弾力措置（事業の最終年度までに20%を達成）を本則化）する対応案を提案したところ、実行団体に関して、以下のような意見があった。

	賛成意見	要検討意見
実行団体の 自己資金確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・法の理念を考慮すれば、示された案はかなり弾力的であり、妥当。これ以上は自己資金がないも同じ。</li><li>・自立のために自ら資金を調達する姿勢は大変重要。</li></ul>	<p>&lt;自己資金は不要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自立の達成を自己資金のみに求め過ぎであり、2割の基準はなくすべき。</li><li>・資金分配団体のPOによる支援があるからこそ、2割は必要ないのではないか。</li></ul> <p>&lt;弾力的措置が必要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自己資金確保は難しく、参入障壁とならないよう更なる柔軟な対応が必要。</li><li>・実行団体の増加に結びつくよう、柔軟な対応が必要。</li></ul>
		<p>&lt;自己資金以外の要素も考慮すべき&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自立のためには、申請時に経営資源強化策を明記させ、継続的なモニタリングが必要。</li><li>・事業終了後に実行団体の活動が継続されるかを見た上で考えるべき。自己資金ではない継続性を担保する仕組みの検討もあり得る。</li><li>・自立性と持続可能性を担保できる資金面以外の支援を検討することが望ましい。</li></ul>

※前回の審議会の概要を事務局にて作成

# 休眠預金活用推進議員連盟（11月15日）における議論

- 資金分配団体については、事業実施能力の確認のために自己資金は必要との意見と、他の指標も考慮する必要との意見がみられた。
- 実行団体については、事業継続のために自己資金は必要との意見が多数。

## <資金分配団体の自己資金確保>

### ○事業実施能力の確認に自己資金確保は必要

- 元来は預金であった多額の資金を扱う団体であり、事業終了後に存続していくためにも、資金のボリュームに見合った自己資金確保が基本。事業を実施するだけの体力があるか確認するためのルールと考えるべき。
- 自己資金要件を撤廃すれば、本制度に参画することによって運転資金を調達できることとなり、休眠預金への依存を助長するのではないか。

### ○自己資金比率以外の別の指標も検討すべき

- 持続性のある団体を見分けるには、自己資金以外の指標もあるのではないか。例えば、休眠預金以外の助成金を得ているなど、当該団体の事業全体を評価することも可能ではないか。
- 事業費が大規模な団体では20%が過重である等の事情は一定理解できる。しかし、自己資金を撤廃するなら別の指標が必要。

## <実行団体の自己資金確保>

### ○3年後の事業継続には自己資金確保が必要

- 実行団体の自立に自己資金は不要との意見もあるようだが、休眠預金による助成が終了する3年後を考えた場合、自己資金ゼロの実行団体が事業継続できるとは考え難い。

## 自己資金の確保に係る制度創設時等の議論

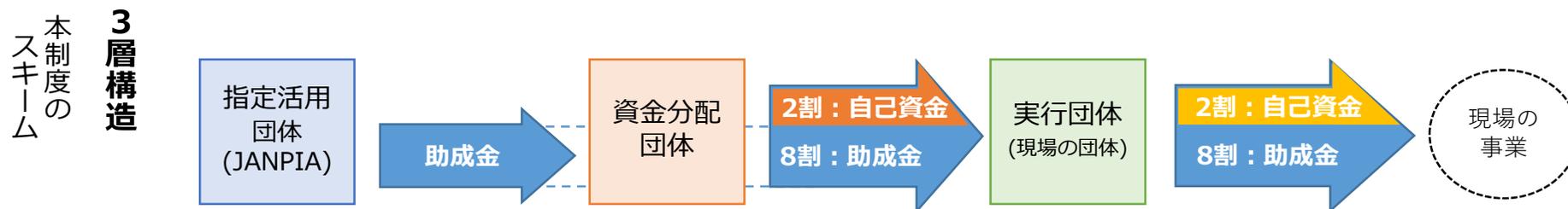
- 法では、休眠預金活用の基本理念として、①「民間公益活動の自立した担い手の育成」、②「民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進」を規定。
- これを踏まえ、制度創設時、①ファンドレイジング能力の強化を通じた団体の自立、②民間資金の呼び水効果の発揮という目的達成の手段として、資金分配団体・実行団体が一定の民間資金を調達する仕組みの導入が重要視され、累次にわたる議論の結果、原則として20%以上の自己資金確保を要件化。

### 主な意見

- 自己資金の確保は、休眠預金等活用制度の実効性を上げる根底となるのではないか。
- 休眠預金に依存せず、自立できる団体をサポートすることが重要。
- 休眠預金に頼った団体を生み出さないという文脈の中で、自己資金を確保している団体に対し休眠預金を交付するという仕組みが重要。
- 休眠預金に依存しない団体を作りたいというのは休眠議連の当初からの問題意識。5割とは言わないが、少なくとも3割程度は必要ではないか。

# 検討① – 資金分配団体に対する自己資金比率の導入の経緯

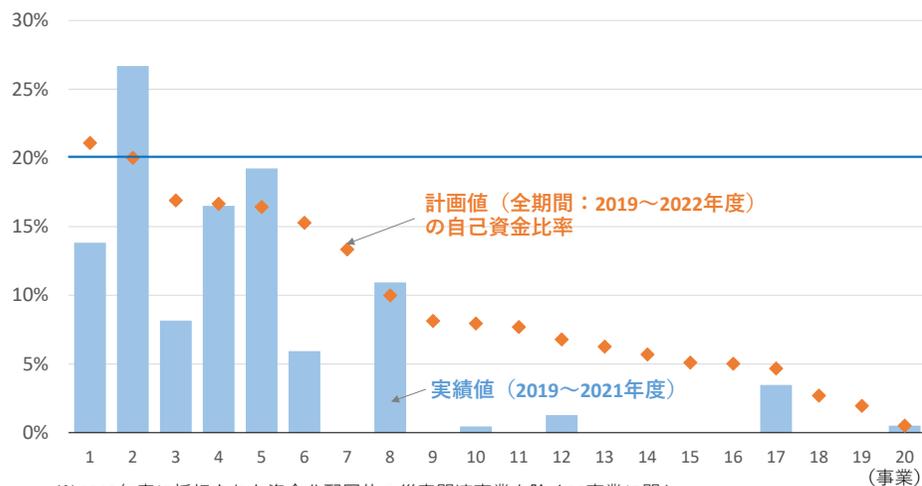
- 一般的な民間助成団体による助成スキームは2層構造。助成先である現場のNPO等が実際に事業を実施する団体であることから、その事業実施能力、とりわけ資金調達能力を確保するため一定割合（2割程度）の自己資金を確保させる制度が一般的。
- 休眠預金等活用制度創設時には、上記を参考に、2層目の資金分配団体についてもその事業実施能力、とりわけ資金調達能力を計る指標として自己資金比率を導入。その妥当性が問われているもの。



# 検討② – 資金分配団体による自己資金確保の現状と評価

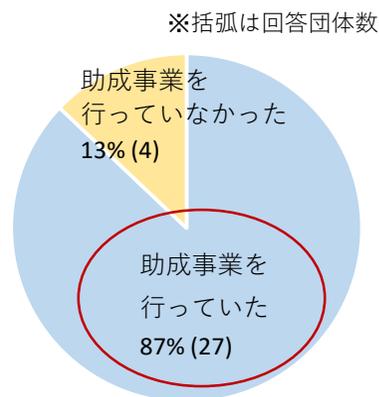
- 資金分配団体の自己資金比率は低位にとどまる。
- しかしながら、事業実施面や資金調達面では、総じて必要な能力を有していると評価し得る団体が多い現状。その背景として助成事業の実施経験を有する団体が主として参入している実態。
- 資金分配団体に求められる事業実施能力、とりわけ資金調達能力を計るうえで、自己資金比率のみに頼ることは必ずしも妥当とはいえないのではないか。

資金分配団体における自己資金比率の状況

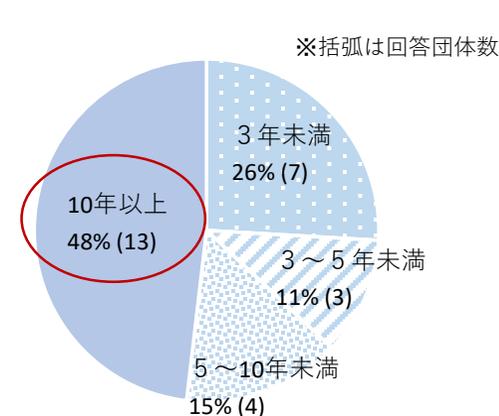


※ 2019年度に採択された資金分配団体の災害関連事業を除く20事業に関し、計画値（全期間：2019～2022年度）における自己資金比率が高い順に並べたもの。

①休眠預金等活用事業を行う前の助成事業の実施状況



②助成事業の実施年数（経験期間）



(出所) JANPIA「自己資金に関する資金分配団体へのアンケート調査」(2022年8月)

# 検討③ – JANPIAにおける実質的な要件緩和と別途の審査方式

- JANPIAでは2020年度事業計画以降、自己資金比率に関して弾力措置を導入。
- 加えて、JANPIA内の審査会議において、資金分配団体の事業実施能力、とりわけ資金調達能力を総合的に審査する方式を導入。

## 自己資金比率に関する弾力措置の導入

### 休眠預金活用推進議員連盟における議論（2020年3月）

- 「資金分配団体と実行団体は別物。特定の事業を行うわけではない資金分配団体には元来資金は集まりにくい。自己資金比率を維持することは大きな参入障壁になる」
- 「制度創設時には、休眠預金に依存する団体を生まないために自己資金を採用したはず。柔軟化するにせよ、この趣旨は踏まえるべき」



### 2020年度事業計画書（JANPIA）

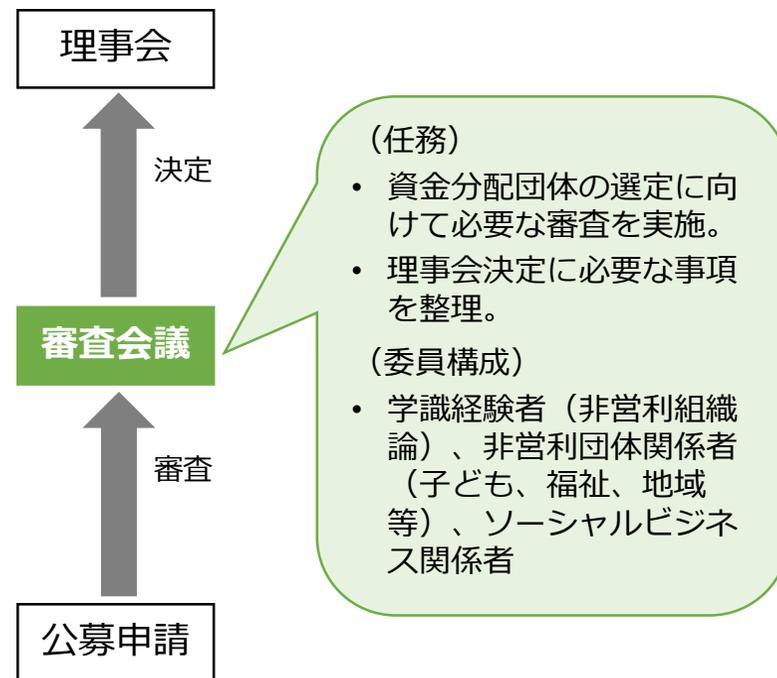
#### Ⅱ 事業計画

#### 1 助成事業

##### （1）助成の方針

- 資金分配団体及び実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、資金分配団体は2019年度と同様に自己資金の確保を図ることとするが、団体の特性を踏まえて目標値を定めた上、その達成に向けて、助成に必要な資金調達の多様性を確保していくよう取り組むものとする。

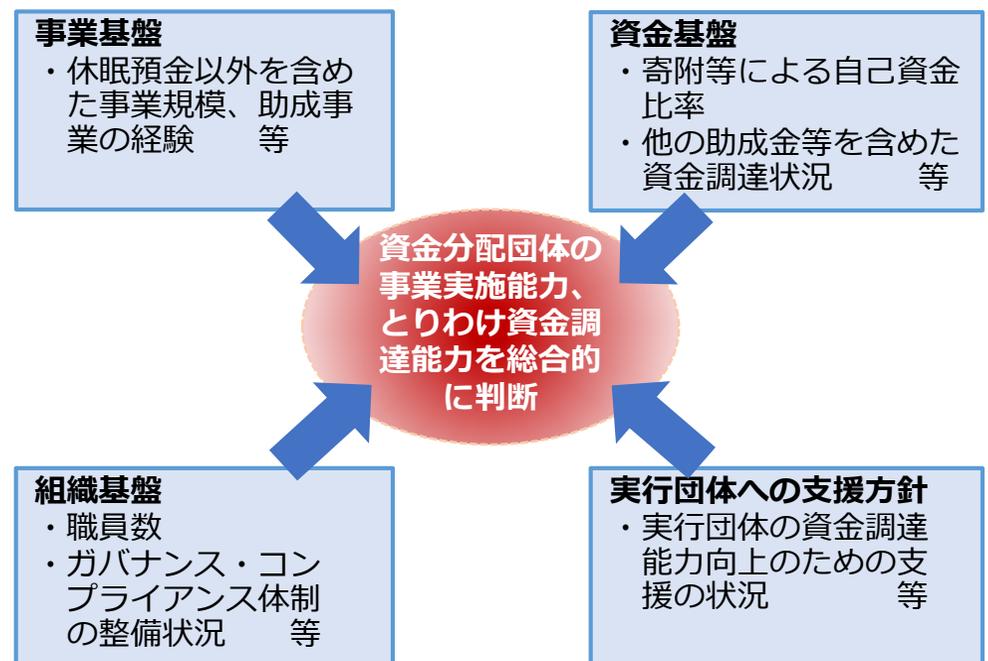
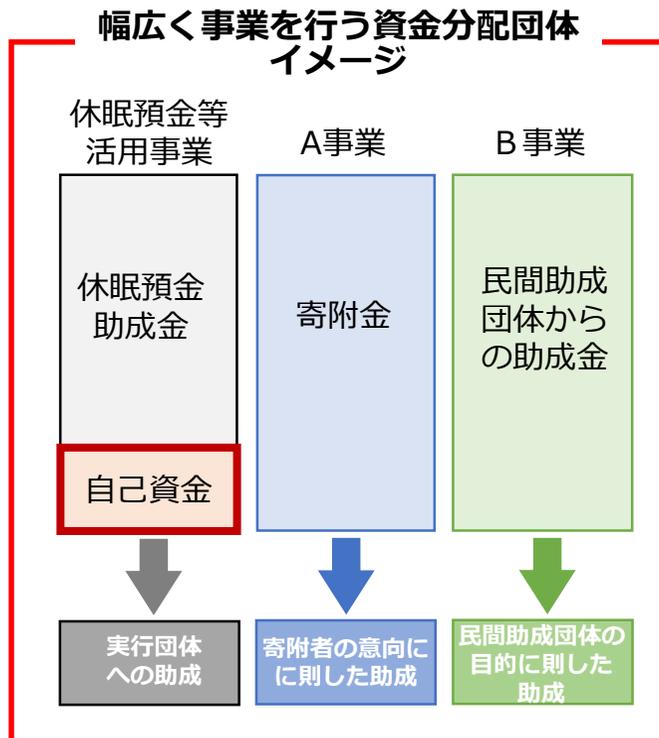
## JANPIAにおける資金分配団体の選定プロセス



# 資金分配団体の自己資金比率についての対応案

■ 検討①～③を踏まえれば、資金分配団体に求められる事業実施能力、とりわけ資金調達能力については、もっぱら自己資金比率により判断するよりも、次のような事項を総合的に評価する方式に改め、これを本則化することが適当ではないか。

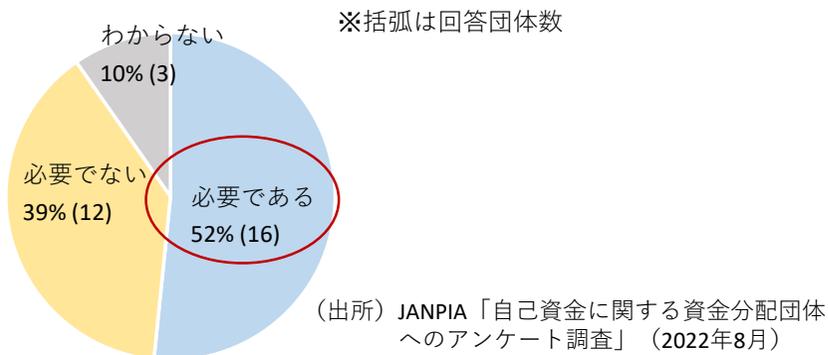
- ① 事業基盤（休眠預金以外を含めた事業規模、助成事業の経験等）
- ② 資金基盤（寄附等による自己資金比率、他の助成金等を含めた資金調達状況等）
- ③ 組織基盤（職員数、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備状況等）
- ④ 実行団体への支援方針（実行団体の資金調達能力向上のための支援の状況等）



## 実行団体による自己資金確保の評価

- 実行団体は自立途上の草創期が大半を占めることから、既に一定の資金調達能力を有する団体も多い資金分配団体とは異なり、助成終了後の事業継続のためには同能力の強化が求められる。
- 自己資金確保の実績は総じて低調であり、原則通りの確保は困難とする団体が多いが、その必要性については実行団体に伴走支援を行う資金分配団体も比較的強く認識している。

実行団体の自立を目的とした自己資金の必要性



## 実行団体の自己資金比率についての対応案

- 自己資金比率の原則は維持。
- 現在講じている弾力措置（事業の最終年度までに20%以上を達成）を継続するほか、自己資金以外の要素を加味した弾力措置を検討。